

令和8年度「静岡県医学修学研修資金」 昭和医科大学地域枠 申請要項

静岡県は、文部科学省の医学部入学定員増員計画に基づき、昭和医科大学と連携し、地域医療を担う医師を養成することを目的として「昭和医科大学 静岡県地域枠」により入学した医学生に「静岡県医学修学研修資金 昭和医科大学地域枠」貸与を実施します。

大学卒業後、静岡県キャリア形成プログラムに従い、県が個別に指定する静岡県内の公的医療機関等で勤務していただくことにより、貸与した資金全額の返還を免除します。

1 申請期限

令和8年5月1日（金）必着（大学の担当課に申請書類を提出）

2 貸与人数

8人

3 申請資格

令和8年度 昭和医科大学 静岡県地域枠入学者

他県または県内市町等から同種の奨学金（卒業後の医師としての就業先を制限する条件（返還免除条件として定める場合を含む）のある奨学金・貸付金）の受給は御遠慮ください。

4 貸与金額

年間240万円（月額20万円×12ヶ月）

* 1年分を一括で、本人名義の口座に振り込みます。

5 貸与期間

入学年度から大学卒業の年度までの6年間

6 返還免除の条件

以下の（１）から（２）までの要件を全て満たしたときに、貸与した資金全額の返還を免除します。

（１）大学卒業後、２年以内に医師免許の登録を完了すること。

（２）**「静岡県キャリア形成プログラム」※に従い、静岡県内で医師として９年間勤務すること。**

* 返還免除を受けるための勤務（＝９年間）は、大学卒業後**１６年間が経過するまでに完了することが必要です（履行期限）。**

* 勤務先として指定する可能性のある病院は５ページの**別表１**のとおりです。

* 出産・育児で休業等をした場合は、その休業等をした期間に相当する期間、履行期限を延長します（６ページの**別表２**参照）。

* 県が個別に指定する静岡県内の公的医療機関等での勤務期間中に育児短時間勤務をしたときの返還免除を受けるための勤務期間の計算は、６ページの**別表３**のとおりとなります。

※ 「静岡県キャリア形成プログラム」とは、「医師が不足している地域における医師の確保」と「当該地域に派遣される医師の能力開発・向上を図ること」を目的として、医師が不足する地域の医療機関における就業期間等の諸条件を定めたものです。詳しくは**７ページ以降に記載の静岡県医学修学研修資金貸与制度Ｑ＆Ａを参照してください。**

7 返還

修学研修資金貸与の目的を達成する見込みがなくなった場合等、返還すべき事由が発生した場合は、発生した日の属する月の翌月末日までに、貸与を受けた修学研修資金に利息（年利10%）を付して一括で返還していただきます。

- * 6年間貸与を受けた場合の利息額はおよそ470万円程度です。
- * 返還期限を遅れて返還する場合は、上記の返還金額に加えて、延滞利息（年利15%）を納付していただきます。

8 連帯保証人

貸与を受けるには、以下の条件を満たす2名の連帯保証人を立てる必要があります。

- (1) 応募者が未成年の場合は、連帯保証人2名のうち1名は必ず**親権者（法定代理人）**とすること。
- (2) 2名の連帯保証人は、それぞれ**別に独立して生計を営む者**であること（**両親2名を連帯保証人2名にすることはできません。**）
- (3) 法的に保証能力を有し、万一あなたが返還できなくなったときに代わりに弁済する資力を有する者であること。

（4ページに続く）

9 申請方法

以下の1～10の申請書類を、申請期限（令和8年5月1日(金)）までに大学の担当課に提出してください。

書 類 名	
1	令和8年度医学修学研修資金 提出書類チェックリスト
2	修学研修資金貸与申請書（様式第1号）
3	<p>応募理由書（指定様式）</p> <p>以下の項目について具体的に記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 資金の貸与を受けたい理由（応募理由） イ 静岡県内の医療機関に勤務する意志・ビジョン等について ウ 静岡県の地域医療にどのような形で貢献したいと考えているか <p>※アの応募理由については、イ・ウの内容と関連付けて具体的に記載してください。</p>
4	高校等最終卒業学校の学業成績証明書
5	<p>健康診断書（任意様式、申請の日から3ヶ月以内に受診したもの）</p> <p>※受診項目：身長・体重・血圧・尿検査・胸部X線</p>
6	履歴書（指定様式）
7	戸籍抄本（申請の日から6ヶ月以内に市区町村が発行したもの）
8	<p>誓約書（様式第4号の2）</p> <p>* 連帯保証人2名の実印の押印及び印鑑登録証明書の添付が必要です。</p>
9	<p>口座振替による支払及びファックスによる口座振替通知登録申出書（指定様式）</p> <p>* 資金の貸与は、銀行等金融機関への振込により行うため、振込先の口座の申出を行っていただきます。</p>
10	<p>振込先金融機関口座確認書類写し貼付け用紙（指定様式）</p> <p>* 9で記入した口座の通帳（口座番号が書かれた部分）のコピー又はキャッシュカードのコピーを貼付けてください。</p>

* ご登録いただいたメールアドレス宛に、定期的にメールマガジンの配信を行います。医学生の方々にとって、必要かつ有益な情報をタイムリーに発信しております。

* いただいた情報は、個人が特定可能な事項を除き、将来の勤務先調整のために活用させていただきます。

* 将来の勤務先の指定方法については、こちらから御確認ください。→



静岡県のお問合せ先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県 健康福祉部 医療局 地域医療課 医師確保班

電 話：054（221）2868 / FAX：054（251）7188

●令和8年4月1日から、担当窓口が「医療人材課 医師確保班」に変わります。

※電話番号及びFAX番号は、変更ありません。

別表1 返還免除の条件に指定する静岡県内の公的医療機関等一覧(R8.2.1時点)

地域名	圏域名	病院名	公的医療機関等	担っている役割・機能等									
				公的病院	支援地域医療	救命救急センター	院型施設(後方支援病院)	精神科救急医療	災害拠点病院	災害拠点病院	病後地域医療拠点	母子医療センター	総合周産期センター
東部	賀茂	下田メディカルセンター	○	○									
		公益社団法人地域医療振興会伊豆今井浜病院	○							○			
		医療法人社団健育会西伊豆健育会病院	○							○			
		計	3	1	0	0	0	0	0	2	0	0	
	熱海伊東	伊東市民病院	○	○	○					○			
		国際医療福祉大学熱海病院	○							○			
		熱海所記念病院	○							○			
		計	3	1	1	0	0	2	0	1	0	0	
	駿東田方	国立病院機構静岡医療センター	○		○					○			
		県立静岡がんセンター	○	○									
沼津市立病院		○	○	○	○				○				
裾野赤十字病院		○	○										
伊豆赤十字病院		○	○										
伊豆医療福祉センター		○	○										
JA静岡厚生連中伊豆温泉病院		○	○										
三島総合病院		○						○					
沼津中央病院		○							○				
フジ虎ノ門整形外科病院		○								○			
NTT東日本伊豆病院		○								○			
順天堂大学医学部附属静岡病院		○		○	○	○	○	○	○	○	○		
	計	12	6	3	2	1	4	1	2	1	0		
富士	富士宮市立病院	○	○	○					○				
	共立蒲原総合病院	○	○										
	富士市立中央病院	○	○	○					○				
	鷹岡病院	○					○						
	計	4	3	2	0	1	2	0	0	0	0		
中部	静岡	県立こころの医療センター	○	○				○		○			
		県立こども病院	○	○	○						○	○	
		県立総合病院	○	○	○	○				○			
		静岡市立静岡病院	○	○	○					○			
		静岡市立清水病院	○	○	○					○			
		静岡赤十字病院	○	○	○	○				○			
		静岡済生会総合病院	○	○	○	○				○			
		静岡厚生連静岡厚生病院	○	○									
		静岡厚生連清水厚生病院	○	○									
		清水駿府病院	○					○					
	JCHO清水さくら病院	○								○			
		計	11	9	6	3	2	5	1	2	1	1	
	志太榛原	島田市立総合医療センター	○	○	○					○			
		焼津市立総合病院	○	○	○					○			
		藤枝市立総合病院	○	○	○	○				○			
榛原総合病院		○	○										
コミュニティースピタル甲賀病院		○								○			
	計	5	4	3	1	0	3	0	1	0	0		
西部	中東遠	磐田市立総合病院	○	○	○	○			○				
		中東遠総合医療センター	○	○	○	○			○				
		聖隷袋井市民病院	○	○									
		市立御前崎総合病院	○	○									
		菊川市立総合病院	○	○									
		公立森町病院	○	○									
		計	6	6	2	2	0	2	0	0	0	0	
	西部	浜松労災病院	○	○	○								
		国立病院機構天竜病院	○								○		
		浜松医療センター	○	○	○	○				○			
		浜松市リハビリテーション病院	○	○									
		国民健康保険佐久間病院	○	○							○		
		市立湖西病院	○	○									
		浜松赤十字病院	○	○	○					○			
		静岡厚生連遠州病院	○	○	○								
		総合病院聖隷浜松病院	○		○	○				○		○	
		総合病院聖隷三方原病院	○		○	○	○	○	○	○			
		神経科浜松病院	○							○			
浜松医科大学医学部附属病院		○							○				
	計	12	6	6	3	1	5	2	2	1	0		
	計	56	36	23	11	5	23	4	10	3	1		

※網掛けは臨床研修実施施設

※本一覧表に記載されている医療機関以外にも、「公的医療機関に準ずるものとして知事が指定する医療機関」として、勤務先を指定することがあります。

(聖隷沼津病院は小児科、産婦人科に限り、返還免除対象となります。)

別表2 出産・育児で休業等をした場合の履行期限の取扱い

休業等の区分	内容
産前産後休暇	<p>大学卒業後（大学院生として修学研修資金の貸与を受けた場合にあつては医学を履修する課程修了後、専攻医として修学研修資金の貸与を受けた場合にあつては専門研修修了後）に取得した産前産後休暇の期間に相当する期間、履行期限を延長します。</p>
育児休業	<p>大学卒業後（大学院生として修学研修資金の貸与を受けた場合にあつては医学を履修する課程修了後、専攻医として修学研修資金の貸与を受けた場合にあつては専門研修修了後）に取得した育児休業の期間に相当する期間、履行期限を延長します。</p>
育児短時間勤務	<p>県が個別に指定する静岡県内の公的医療機関等での勤務期間中に育児短時間勤務をした場合、次の計算式で算出した期間に相当する期間、履行期限を延長します。なお、算出した期間に1か月未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げることとします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> $\frac{\text{育児短時間勤務月数} - \text{育児短時間勤務月数}}{\text{育児短時間勤務月数}} \times \frac{\text{育児短時間勤務をした場合の1週間当たりの所定労働時間}}{\text{1週間当たりの通常の所定労働時間}}$ </div>

別表3 育児短時間勤務に関する取扱い

区分	内容
計算式	<p>次の計算式により算出した期間を返還免除を受けるための勤務期間に算入します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> $\frac{\text{育児短時間勤務月数}}{\text{勤務月数}} \times \frac{\text{育児短時間勤務をした場合の1週間当たりの所定労働時間}}{\text{1週間当たりの通常の所定労働時間}}$ </div>

静岡県医学修学研修資金貸与制度Q & A

＜制度全体にかかわる内容＞

Q：連帯保証人の収入等に条件はありますか？

A：具体的な収入の条件は設けておりませんが、連帯保証人は、支払能力があり十分な保証が可能である者としてします。

また、申請要項にも記載しておりますが、2名の連帯保証人は、それぞれ別に独立して生計を営む者になります。（両親2名を連帯保証人2名にすることはできません。）なお、継続・安定した収入が見込まれ、資力が十分であれば、外国籍の者でも連帯保証人になることができます。

Q：連帯保証人に記入してもらわなければならない書類はありますか？

A：誓約書の記入及び実印の押印をしていただきます。連帯保証人には今後、誓約書記載の極度額（保証の限度額）の範囲で保証をしていただきます。また、印鑑登録証明書を添付する必要がありますので、そちらも併せてご提出ください。（詳細は、26ページの誓約書の記載例をご確認ください。）

なお、4年生進級時（契約締結から3年以内）にも改めて連帯保証人による誓約書の作成が必要となります。留年等で極度額の変更が想定される場合にも作成が必要となりますので、ご注意ください。

Q：他の奨学金の貸与を受けることができますか？

A：卒業後の医師としての就業先を制限する条件（返還免除条件として定める場合を含む）のある奨学金・貸付金でなければ、貸与を受けることができます。（日本学生支援機構の奨学金 など）

Q：医師国家試験に合格しなかった場合、直ちに資金の返還を求められますか？

A：直ちに返還とはなりません。返還免除を受けるためには、大学卒業後2年以内に医師免許の登録を完了することが必要です。「国家試験合格」ではなく「医師免許の登録」で判断しますのでご注意ください。

Q：専攻する診療科は自分で選択できますか？

A：返還免除を受けるための条件として診療科を指定することはありません。

Q：出産・育児により、必要な期間、返還免除を受けるための勤務を中断することは認められますか？この場合、履行期限はどのような取扱いになるのですか？

A：産前産後休暇や育児休業により休業等をする場合、個別にご相談いただければ、資金の返還を求めずに、必要な期間内で返還免除のための勤務の中断を認めるとともに、休業等をした期間に相当する期間、履行期限を延長します。また、県が個別に指定する静岡県内の公的医療機関等での勤務期間中に育児短時間勤務をした場合は、6ページの別表2に掲げる計算式により算出した期間に相当する期間、履行期限を延長します。

Q：貸与を受けている間や貸与を終了した後などに行わなければならない手続きはありますか？

A：修学研修資金の貸与を継続する場合、大学を卒業した場合、返還免除を受けるための勤務を行った場合など、貸与を受けている間や貸与を終了した後にも、所定の様式による申請・届出が必要です。また、現況確認等のため、書類の提出を依頼する場合がありますので、必ず期限を遵守の上、書類を提出してください。

(主な申請・届出書類)

貸与を継続する場合※	修学研修資金貸与継続申請書 等
貸与期間が満了した場合	返還猶予申請書、借用証書、印鑑証明書 等
大学4年生進級時	誓約書、印鑑登録証明書 等
大学を卒業し、臨床研修を開始した場合	返還猶予申請書、勤務開始届、卒業届、医師免許取得届 等
臨床研修を修了した場合	返還猶予申請書、臨床研修医療機関報告書 等
卒後3年目以降の毎年度	返還猶予申請書、業務従事医療機関報告書 等

※ 卒業まで継続して貸与を受けていただきます(途中学年で継続辞退不可)が、毎年度貸与継続申請手続を行う必要があります。

Q：返還免除を受けるための勤務期間が終了した後、自動的に免除になりますか？また、免除後も、県から連絡が来ることはありますか？

A：返還免除を受けるための勤務期間が終了した後、県内公的医療機関等で勤務したことを証明する書類と共に返還免除の申請が必要です。また、県では、返還免除を受けるための勤務期間が終了した後も、引き続き県内で勤務を続けていただくことを期待しています。このため、返還免除後の勤務先や、勤務状況については、定期的にアンケート等を実施したいと考えておりますので、その際にご協力をお願いいたします。

<キャリア形成プログラムの内容>

Q：「静岡県キャリア形成プログラム」とはどのようなプログラムですか。

A：「静岡県キャリア形成プログラム」は、「医師少数区域等における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立を目的として策定しております。

卒業後、県内病院で臨床研修を行っていただき、その後県内病院が基幹となる専門研修プログラムを選択していただきます。

臨床研修修了後、7年間県内の公的医療機関等で勤務していただきますが、そのうち4年間は医師少数区域等で勤務していただきます。ただし、以下の診療科においては柔軟な取扱いを行っております。

（柔軟な取扱いを行う診療科）

呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、脳神経外科

Q：「静岡県キャリア形成プログラム」の勤務先決定の流れを教えてください。

A：大学卒業後の9年間は県内病院で勤務していただくこととなります。臨床研修については、県内病院で研修をしていただきますが、県で研修先を指定することはありません。（ご自身で、臨床研修マッチングに参加して決定していただくこととなります）。専門研修については、臨床研修2年目の時点で県内病院が基幹となる専門研修のコースを選択していただき、その後は選択したコースに沿って研修を進めていただきます。コースの詳細については10ページ記載のホームページを参照してください。現在再構築中のプログラム等については、その旨記載しており、内容に変更がありましたら随時ホームページにて更新していきます。

Q：希望する「静岡県キャリア形成プログラム」に必ず参加できるのですか。

A：一部のプログラムへの勤務希望の集中の状況等により、皆さんの希望と異なるプログラムに参加いただくことがありますことをご了承ください。

Q：「静岡県キャリア形成プログラム」から離脱することはできますか。

A：「静岡県キャリア形成プログラム」から離脱できる事由は、30ページの「地域枠における従事要件等の取扱いに関する要項」の「3 離脱要件」に記載の要件に限られています。県から同意を得ず離脱した場合は、その方を受け入れた臨床研修病院が医師臨床研修費補助金の減額等を受ける可能性があります。

Q：在学中にはどのような支援が行われますか。

A：地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援をすることを目的に「キャリア形成卒前支援プラン」を策定し、地域医療に関する実習や講義の支援等を行います。地域枠の大学ごとにキャリア形成プログラムを作成しておりますので詳細については10ページ記載のホームページを参照してください。

静岡県地域医療センターホームページアドレス

静岡県キャリア形成プログラム：<http://fujinokuni-doctor.jp/careerpro.html>

キャリア形成卒前支援プラン：<https://fujinokuni-doctor.jp/documents/sotsuzenkawasaki.pdf>

令和8年度医学修学研修資金 提出書類チェックリスト【要提出】

申請に必要な提出書類について、提出前に下記項目をチェックしてください（□に✓）。また、このチェックリストも併せて提出してください。

提出先	No	チェ ック	書 類 名 ・ 確 認 事 項
所 属 大 学	1		令和8年度医学修学研修資金 提出書類チェックリスト（本紙）
		<input type="checkbox"/>	提出物を確認し、すべての項目にチェックをしている。
	2		修学研修資金貸与申請書（様式第1号）
		<input type="checkbox"/>	記載例を確認しながら、誤りなく記入している。
	3		応募理由書（指定様式）
		<input type="checkbox"/>	資金の貸与を受けたい理由（応募理由）を具体的に記載している。
		<input type="checkbox"/>	静岡県内の医療機関に勤務する意志・ビジョン等について記載している。
		<input type="checkbox"/>	静岡県の地域医療にどのような形で貢献したいと考えているかを記載している。
	4		高校等最終卒業学校の学業成績証明書
		<input type="checkbox"/>	コピーではなく、原本である。
	5		健康診断書（任意様式）
		<input type="checkbox"/>	申請の日から3ヶ月以内に受診したものである。
		<input type="checkbox"/>	身長・体重・血圧・尿検査・胸部X線の診断結果が記載されている。
	6		履歴書（指定様式）
		<input type="checkbox"/>	3ヶ月以内に撮影した顔写真を貼付けている。
	7		戸籍抄本
		<input type="checkbox"/>	申請の日から6ヶ月以内に市区町村が発行したものである。
	8		誓約書（様式第4号の2）
		<input type="checkbox"/>	連帯保証人2名は生計を別にしてしている。
		<input type="checkbox"/>	連帯保証人2名の実印の押印がある。
<input type="checkbox"/>		連帯保証人2名の印鑑登録証明書を添付している。	
9		口座振替による支払及びファックスによる口座振替通知登録申出書（指定様式）	
	<input type="checkbox"/>	貸与者本人名義の口座情報を記入している。	
	<input type="checkbox"/>	一人暮らしの場合は、実家の住所ではなく、下宿先の住所を記入している。	
	<input type="checkbox"/>	銀行名・支店名・口座種別・口座番号を誤りなく記載している。 ゆうちょ銀行の場合も支店名（支店番号）を記載している。	
10		振込先金融機関口座確認書類写し貼付け用紙（指定様式）	
	<input type="checkbox"/>	9で記入した口座の通帳のコピー又はキャッシュカードのコピーを貼付けており、 口座番号が判別できる。	

修学研修資金貸与~~(継続)~~申請書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

(修学生等番号 第 号)

本 籍

郵便番号

住 所

氏 名

(年 月 日生)

電話番号

電子メールアドレス

修学研修資金の貸与を~~(継続して)~~受けたいので、関係書類を添えて申請します。

修学研修資金の種類(該当する番号を○で囲むこと。)	1 医学生修学資金		2 専門研修医研修資金			
貸与を受けようとする金額	月額 200,000円		貸与を受けようとする期間	令和8年4月から令和14年3月まで 計 72か月		
在学している大学(大学院)又は研修先の医療機関)	名 称		入学 (研修開始) 年月(現在の学年)	令和8年4月 (1年)		
	所在地		卒業(修了)予定年月	令和14年3月		
家族の住所	〒 電 話		医師免許の取得年月日	年 月 日		
			医籍登録番号	第 号		
家族の状況	続柄	氏 名	年齢	同居、別居の別	職業(勤務先)	年収(税込み)
貸与を希望する理由						

ウ) 静岡県の地域医療にどのような形で貢献したいと考えているか

(静岡県医学修学研修資金申請様式)

履 歴 書

(令和 年 月 日現在)

3か月以内に撮影した脱帽上半身正面向きの写真を貼付してください。 (縦4.5cm横3.5cm)	(ふりがな) 氏 名				
	本 籍 地		(都道府県から記入)		
	生年月日		年 月 日生 (満 歳)		
	現住所等		〒 ー 電話 ()		
学 歴	学校名	学部・専攻科名	所在地 (県・市)	在学期間	卒・中退
	高校			年 月～ 年 月	
				年 月～ 年 月	
				年 月～ 年 月	
				年 月～ 年 月	
				年 月～ 年 月	
職 歴	勤務先名等		職種、役職名等		在職期間
					年 月～ 年 月
					年 月～ 年 月
					年 月～ 年 月
					年 月～ 年 月
					年 月～ 年 月
資格・免許				趣味・特技	
自己PR欄 (これまでに、勉学以外で打ち込んだことなど)					
健康状態 (既往症等)					

注1) 自筆で記載してください。

注2) 和暦 (昭和、平成、令和) で記載すること。

注3) 学歴は、現在在学している大学 (大学院) まで記入すること。

誓約書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

私は、静岡県医学修学研修資金の貸与を受けるについては、静岡県医学修学研修資金貸与規則を守り、現在在学する大学の医学部を卒業し、又は大学院において医学を履修する課程を修了するまでの間は継続して静岡県医学修学研修資金の貸与を受け、静岡県キャリア形成プログラムに従い県内の知事が指定する公的医療機関等に医師として勤務することを誓います。

なお、静岡県医学修学資金の返還債務を履行するに当たっては、返還期限までに確実に返還します。

修学生等番号 第 号

住 所

氏 名

㊞

私どもは、静岡県医学修学研修資金については、返還債務を極度額1,910万円を限度として本人と連帯して負担します。

住 所

氏 名

㊞

連帯保証人 職業（勤務先）

本人との続柄（関係）

電話番号

住 所

氏 名

㊞

連帯保証人 職業（勤務先）

本人との続柄（関係）

電話番号

（注） 連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

年 月 日

静岡県知事 様

住所(所在地) _____

次のとおり登録してください。

氏名(名称) _____

代表者 _____

(電話番号 - -)

(色の部分だけをペン又はボールペンで丁寧に記入してください。)

・口座振替通知FAX送信受領承諾者のみ記入(県内の方のみ)

所 属	区分	① 入札参加資格	債権者番号	② 電話番号	③ ファクス用電話番号

④ 氏名・名称(カナ) _____

⑤ 氏名・名称(漢字) 上段 _____

⑥ 氏名・名称(漢字) 下段 _____

⑦ 組織区分	⑧ 業種	⑨ 郵便番号	⑩ 県コード	市町村コード	字コード

⑪ 県市区郡町村丁目等(漢字) _____

⑫ 地番等(漢字) _____

⑬ 方書等(漢字) (「△△ビル3F」、「□□様方」などを記入する。) _____

(以下については、通帳、金融機関などでお確かめのうえ、誤りのないように記入してください。)

⑭ 通常口座振替先

振替先金融機関名	金融機関コード	1 普通(預金)	口座番号
銀行・信金・農協		2 当座(預金)	
労金・信組		7 別段(預金)	
店			
口座名義人(カナ)	預金種別	口座番号	

⑮ 前払金用口座振替先

(建設業者等で、県の公共工事について前払金の預託口座がある場合のみ記入する。)

振替先金融機関名	金融機関コード	1 普通(預金)	口座番号
銀行・信金・農協		2 当座(預金)	
労金・信組		7 別段(預金)	
店			
口座名義人(カナ)	預金種別	口座番号	

※ 個人情報の保護について

この申出書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替払のみに利用します。なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

振込先金融機関口座確認書類写し貼付け用紙

振込先金融機関口座確認書類
写し貼付け欄

通帳（口座番号が書かれた部分）のコピー
または
キャッシュカードのコピー 等

修正液・修正テープ等は使用しないでください

記載例

様式第1号(第5条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

修学研修資金貸与(継続)申請書

申請書を作成した日を記入してください

令和〇〇年〇〇月〇〇日

静岡県知事 鈴木 康友 様

番号は記載不要

(修学生等番号 第 号)

籍 浜松市中央区中央1-12-1

マンション・アパート名等を忘れずに記載すること 通番号 420-8601

住 所 静岡市葵区追手町9-6

県営住宅 西館301

氏 名 医学 奨太郎

(平成15年 6月12日生)

電話番号 090-1111-1111

電子メールアドレス aaaa@bbb.ccc.jp

確実に連絡が取れる番号(携帯電話等)を記載すること

修学研修資金の貸与を(継続して)受けたいので、関係書類を添えて申請します。

修学研修資金の種類(該当する番号を○で囲むこと。)	① 医学生修学資金		2 専門研修医研修資金			
貸与を受けようとする金額	月額 200,000円		貸与を受けようとする期間	令和8年4月から令和14年3月まで 計 72か月		
在学している大学(大学院)又は研修先の医療機関)	名称	県庁大学		入学(研修開始)年月(現在の学年)	令和8年 4月 (1 年)	
	所在地	静岡市駿河区谷田52-1		卒業(修了)予定年月	令和14年 3月	
家族の住所	〒430-0929 浜松市中央区中央1-12-1			医師免許の取得年月日	年 月 日	
	電話 053-999-9999			医籍登録番号	第 号	
家族の状況	続柄	氏 名	年齢	同居、別居の別	職業(勤務先)	年 (税込)
	父	医学 良夫	53歳	別居	自営業(職種を記載)	3,500,000
	母	医学 花子	49歳	別居	〇〇株式会社(パート)	1,000,000
	姉	医学 昌子	21歳	別居	〇〇大学	
	弟	医学 良太郎	17歳	別居	〇〇高等学校	
貸与を希望する理由	具体的に記載すること。					

医師免許がない場合は記載不要

様式第4号の2（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

誓 約 書

書類を作成した日を記入してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

静岡県知事 鈴木 康友 様

私は、静岡県医学修学研修資金の貸与を受けるについては、静岡県医学修学研修資金貸与規則を守り、現在在学する大学の医学部を卒業し、又は大学院において医学を履修する課程を修了するまでの間は継続して静岡県医学修学研修資金の貸与を受け、静岡県キャリア形成プログラムに従い県内の知事が指定する公的医療機関等に医師として勤務することを誓います。

なお、静岡県医学修学資金の返還債務を履行するに当たっては、返還期限

忘れずに押印してください。

修学生等番号 第 号
住 所 静岡市葵区追手町9-6 県営住宅西館301
氏 名 医学 奨太郎 印

私どもは、静岡県医学修学研修資金については、返還債務を極度額 **1,910万円** を限度として本人と連帯して負担します。

極度額とは、現金で返還をされる場合に、連帯保証人が保証する限度額のことです。6年間貸与を受けた場合の貸与総額、240万円(1年間)×6年間=1,440万円に返還利息470万円を合計した1,910万円として設定しています。

連帯保証人は印鑑登録してある印鑑で押印し、必ずそれぞれの印鑑証明書を添付してください。

住 所 磐田市見付 3599-4
氏 名 医学 研太 印
連帯保証人 職業(勤務先) 県庁建設(株)
本人との続柄(関係) 父
電話番号 054-221-2868

住 所 沼津市高島本町1-3
氏 名 厚生 安男 印
連帯保証人 職業(勤務先) (有) 葵建設
本人との続柄(関係) 叔父
電話番号 054-221-2455

<連帯保証人の条件>

- (1) 応募者が未成年の場合は、連帯保証人2名のうち1名は必ず親権者(法定代理人)とすること。
- (2) 2名の連帯保証人は、それぞれ別に独立して生計を営む者であること(両親2人を連帯保証人2人にすることはできません。いずれかお1人のみとしてください)。
- (3) 法的に保証能力を有し、万一あなたが返還できなくなったときに代わりに弁済する資力を有する者であること。

記載例

- 修正液・修正テープ等は使用しないでください。
- 振込先金融機関口座確認書類写し貼付け用紙も忘れずに提出してください。

口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

令和 ○○年 ○○月 ○○日

静岡県知事 様

住所（所在地） 静岡市葵区追手町9番18号 静岡中央ビル8F

住所は、貸与申請書に記載したものと必ず同一にしてください。申請書の住所と異なる場合、口座の登録ができません。

氏名（名称） 静岡 太郎

代 表 者

（電話番号 0 5 4 - 2 2 2 - 3 3 3 3 ）

（ 色 の 部 分 だ け を ペ ン 又 は ボ ー ル ペ ン で 丁 寧 に 記 入 し て く だ さ い 。 ）

・口座振替通知FAX送信受領承諾者のみ記入（県内の方のみ）

所 属	区分	① 入札参加資格	債権者番号	② 電話番号	③ ファクス用電話番号
				0: 5: 4: -: 2: 2: 2: -: 3: 3: 3: 3:	

④ 氏名・名称（カナ）

シ: ス: | オ: カ: | タ: ロ: | ク:

濁点、半濁点等も1マス使用する。姓と名の間を1文字空ける。

⑤ 氏名・名称（漢字）上段

静: 岡: | 太: 郎:

姓と名の間を1文字空ける。

⑥ 氏名・名称（漢字）下段

⑦ 組織区分	⑧ 業種	⑨ 郵便番号	⑩ 県コード	市町村コード	字コード
		4: 2: 0: -: 0: 8: 5: 3:			

⑪ 県市区郡町村丁目等（漢字）

静: 岡: | 市: 葵: | 区: 追: 手: | 町:

⑫ 地番等（漢字）

9: 番: | 1: 8: | 号:

⑬ 方書等（漢字）（「△△ビル3F」、「□□様方」などを記入する。）

静: 岡: | 中: 央: | ビ: ル: | 8: | F:

（以下については、通帳、金融機関などで確かめのうえ、誤りのないよ）

- 注意
- ①出張所名まであれば記入すること
 - ②口座名義人は本人であること

⑭ 通常口座振替先

振替先金融機関名	金融機関コード	1 普通（預金）	口座番号
静岡 銀行・信金・農協 労働・信組 呉服町支店	!	2 当座（預金）	
口座名義人（カナ）	預金種別	7 別段（預金）	
シ: ス: オ: カ: タ: ロ: ク:	1 2 3 4 5 6 7		

姓と名の間を1文字空ける。

⑮ 前払金用口座振替先
（建設業者等で、県の公共工事について前払金の預託口座がある場合のみ記入する。）

振替先金融機関名	金融機関コード	1 普通（預金）	口座番号
銀行・信金・農協 労働・信組 店	!	2 当座（預金）	
口座名義人（カナ）	預金種別	7 別段（預金）	

口座番号は正確に記入してください。

※ 個人情報の保護について
この申出書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替払のみに利用します。なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

地域枠における従事要件等の取扱いに関する要項

1 趣旨

地域枠における卒後の従事要件等について、「令和5年度以降の地域枠等の定義について（事務連絡）」（令和4年4月18日付け厚生労働省医政局医事課長通知）が各都道府県衛生主管部（局）宛てに通知されたことに伴い、その取扱いについて次のとおり定める。

2 従事要件

- (1) 「静岡県医学修学研修資金貸与規則」（昭和45年4月1日規則第39号。以下「規則」という。）に従い、入学初年度から在学する大学を卒業するまで継続して静岡県医学修学研修資金の貸与を受けるものとする。
- (2) 大学卒業後、2年以内に医師免許の登録を完了し、「静岡県キャリア形成プログラム」に従い、静岡県内で医師として9年間勤務すること。

3 離脱要件

県が地域枠の離脱を認める事由は下記のとおりとする。

- (1) 退学する場合
 - (2) 死亡した場合
 - (3) 国家試験不合格により医師になることを諦める場合
 - (4) 静岡県知事がやむを得ないと認める場合
- ※ 「家族の介護」及び「結婚」による離脱は認めない。
- ※ 離脱を認めた場合の医学修学研修資金の取扱いは、規則及び「静岡県貸付金の返還債務の免除に関する条例」（平成8年3月28日条例第32号）に基づき判断される。

4 不同意離脱の取り扱い

- (1) 県が離脱を認めないまま従事要件から離脱した場合は、不同意離脱として扱う。
 - (2) 県は臨床研修、専門研修等において、国や関係団体から地域枠の従事要件や不同意離脱等に関して照会があった場合は、必要な調査、報告を行う。
 - (3) 不同意離脱者には、一定期間専門医が認定されない等※の不利益が生じる可能性がある。
- ※ 希望する臨床研修病院に採用されないといった不利益が生じる可能性がある。
- (4) 不同意離脱として取り扱う期間は、2に定める従事要件に相当する期間とする。

5 同意書の提出

地域枠により入学を希望する場合、本人及び保護者（法定代理人）は同意書を別途指定する期限までに提出しなければならない。

6 その他

- (1) 本要項の実施により取得した個人情報は、目的以外に使用しない。
- (2) この要項は、令和4年3月1日から施行する。
- (3) この要項は、令和4年6月7日から施行する。

静岡県医学修学研修資金貸与規則

昭和45年4月1日 規則第39号

最終改正 令和7年5月27日 規則第54号

(趣旨)

第1条 この規則は、県内における医師の充足を図るため、医学を専攻する者又は医師の専門的な知識及び技術の修得に関する研修(以下「専門研修」という。)を受ける者で、県内に所在する医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関その他公的医療機関に準ずるものとして知事が指定する医療機関(以下「公的医療機関」という。)、保健所その他の公衆衛生行政に関する事務を分掌する機関(国の機関を除く。以下同じ。)又は知事が指定するへき地の医療機関(以下「公的医療機関等」という。)であつて、知事が静岡県医学修学研修資金(以下「修学研修資金」という。)の貸与を受けていた者ごとに指定する公的医療機関等(以下「指定公的医療機関等」という。)に医師として勤務しようとするものに対し、修学研修資金を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(修学研修資金の種類)

第2条 修学研修資金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 医学生修学資金
- (2) 専門研修医研修資金

(貸与の対象)

第3条 知事は、次の各号に掲げる者であつて、指定公的医療機関等に医師として勤務しようとするものに対し、予算の範囲内で当該各号に掲げる修学研修資金を貸与するものとする。

- (1) 大学(自治医科大学を除く。以下同じ。)又は大学院(以下「大学等」という。)において医学を専攻する者(平成19年度がんプロフェッショナル養成プラン公募について(平成19年4月12日付け19文科高第5号文部科学省高等教育局長通知)に基づき選定された大学院のプログラムその他大学等が行う高度な知識及び技術を持つ専門医師を養成するプログラムのうち知事が指定するもの(以下「指定プログラム」という。)を履修する者を含み、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の33の23第4項第1号に規定する地域枠等医師となる意思を表示して大学に入学した者(以下「地域枠入学者」という。)にあつては、同条第1項に規定するキャリア形成プログラム(以下「静岡県キャリア形成プログラム」という。)の適用を受けることに同意する意思を有する者に限る。) 医学生修学資金
- (2) 知事が指定する診療科(以下「指定診療科」という。)において、医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修(以下「臨床研修」という。)を修了した後の専門研修を受ける者 専門研修医研修資金

(貸与の方法)

第4条 修学研修資金は、4月から翌年3月までの期間について、月額200,000円を一括して貸与するものとする。

2 修学研修資金を貸与する期間は、知事が認める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各

号に定める期間とする。

(1) 医学生修学資金 大学等において医学を履修する課程(指定プログラムを含む。以下同じ。)の
正規の修業年限

(2) 専門研修医研修資金 1年

3 修学研修資金は、通算して次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を超えては貸与しないものとする。

(1) 医学生修学資金 6年

(2) 専門研修医研修資金 3年

(貸与の申請)

第5条 修学研修資金の貸与を受けようとする者は、様式第1号による修学研修資金貸与(継続)申請書に次に掲げる書類を添えて別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 在学する大学等の学業成績証明書(第1学年に在学している者又は専門研修医研修資金の貸与を受けようとする者にあつては、最終卒業学校の学業成績証明書)

(2) 健康診断書

(3) 履歴書

(4) 戸籍抄本

(5) 専門研修医研修資金の貸与を受けようとする者にあつては、様式第2号による研修実施計画書

(6) 医師である者にあつては、医師免許証の写し

(7) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定は、前条第2項の規定により引き続いて貸与を受けようとする場合に準用する。ただし、添付する書類は、在学する大学等の学業成績証明書及び健康診断書(専門研修医研修資金の貸与を受けようとする者にあつては、健康診断書)とする。

(貸与の決定)

第6条 知事は、前条の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査して貸与の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 知事は、大学等との協議その他の方法により、修学研修資金の貸与の目的の達成に特に寄与すると認める者について、他に優先して貸与の決定をすることができる。

(誓約書等の提出)

第7条 前条の規定により修学研修資金の貸与の決定(第5条第1項の規定による申請に対するものに限る。)を受けた者(以下「修学生等」という。)は、2人の連帯保証人を立てて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による誓約書を知事に提出しなければならない。

(1) 医学生修学資金の貸与の決定を受けた者のうち地域枠入学者以外の者 様式第4号

(2) 医学生修学資金の貸与の決定を受けた者のうち地域枠入学者 様式第4号の2

(3) 専門研修医研修資金の貸与の決定を受けた者 様式第4号の3

2 前項の場合において、修学生等が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人は、その者の法定代理人でなければならない。

3 修学生等又は修学研修資金の貸与を受けていた者は、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人

に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、直ちに他の連帯保証人を立て、様式第4号の4による連帯保証人変更届を知事に提出しなければならない。

(貸与契約の解除等)

第8条 知事は、修学生等が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学研修資金の貸与契約を解除するものとする。

- (1) 大学等を退学し、若しくは退学の処分を受けたとき、又は専門研修を中止したとき。
 - (2) 心身の故障のため、大学等において医学を履修する課程又は専門研修を修了する見込みがなくなつたと認められるとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
 - (4) 修学研修資金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - (5) 死亡したとき。
 - (6) 地域枠入学者が静岡県キャリア形成プログラムの適用を受けることに同意しなかつたとき、又は静岡県キャリア形成プログラムの適用を受けることに同意した者がその適用を受けなくなつたとき。
 - (7) その他修学研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 2 知事は、修学生等が大学等を休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は専門研修を中断したとき(前項の規定により貸与契約を解除されたときを除く。)は、休学し、若しくは停学の処分を受け、又は中断した日の属する月の翌月分から復学し、又は再開した日の属する月の分まで修学研修資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分としてすでに貸与された修学研修資金があるときは、その修学研修資金は、当該修学生等が大学等に復学し、又は専門研修を再開した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。
- 3 知事は、修学生等が正当の理由がなくて、前条第1項の誓約書又は同条第3項の連帯保証人変更届の提出をしない場合には、修学研修資金の貸与を一時保留することができる。

(借用証書の提出)

第9条 修学生等は、前条第1項の規定により修学研修資金の貸与契約を解除されたとき又は修学研修資金の貸与契約の期間(第4条第2項の規定により引き続いて貸与を受ける場合にあつては当該引き続いた期間をいう。以下同じ。)が満了したときは、直ちに様式第5号による借用証書に印鑑証明書を添えて知事に提出しなければならない。

(返還債務の当然免除)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、修学研修資金の返還債務を免除するものとする。

- (1) 医学生修学資金の貸与を受けていた場合(静岡県キャリア形成プログラムの適用を受けることに同意した場合を除く。以下同じ。)にあつては、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる換算期間を合計した期間(以下「医学生修学資金当然免除勤務期間」という。)が修学研修資金の貸与を受けた期間(第8条第2項の規定により修学研修資金を貸与されなかつた期間を除く。以下「貸与期間」という。)に達したとき。ただし、大学において医学を履修する課程に在学中に医学生修学資金の貸与を受けていた場合にあつては、医学生修学資金当然免除勤務期間が貸与期間に達し、かつ、医学生修学資金当然免除勤務期間から臨床研修を行つた期間を除いた期間のうち知

事が別に定める区域に所在する指定公的医療機関等において勤務する期間が4年(医学生修学資金当然免除勤務期間が4年未満である場合にあつては、その期間)に達したときに限る。

区分	換算期間
公的医療機関で臨床研修を行った期間	公的医療機関で臨床研修を行った期間(2年を限度とする。)×2/3(以下「免除臨床研修期間」という。)
大学の医学部を卒業し、又は大学院において医学を履修する課程を修了した日の翌日から起算して2年を経過する日の属する月の末日までに医師となり(医学生修学資金の貸与を受けていた者が貸与を受けていた時既に医師であつた場合にあつては、大学院において医学を履修する課程を修了し)、引き続き臨床研修を行った後(医学生修学資金の貸与を受けていた者が貸与を受けていた時既に医師であり、かつ、臨床研修を修了していた場合にあつては、大学院において医学を履修する課程を修了した後)、直ちに医師として公的医療機関等に勤務し、その引き続き勤務期間(以下「医師期間」という。)のうち知事が修学研修資金の貸与を受けていた者ごとに指定する公的医療機関(以下「指定公的医療機関」という。)に勤務した期間(以下「指定公的医療機関における医師期間」という。)	指定公的医療機関における医師期間×2/3(子を養育するため一週間の労働時間が当該指定公的医療機関等に常時勤務する通常の医師の一週間の所定労働時間に比し短い勤務(以下「育児短時間勤務」という。)を行った期間にあつては、当該指定公的医療機関における医師期間のうち育児短時間勤務を行った期間×2/3×育児短時間勤務を行った当該医師の一週間の所定労働時間/当該指定公的医療機関等に常時勤務する通常の医師の一週間の所定労働時間)
医師期間のうち県内に所在する保健所その他の公衆衛生行政に関する事務を分掌する機関及び知事が指定するべき地の医療機関に勤務した期間(以下「県内に所在する保健所その他の公衆衛生行政に関する事務を分掌する機関及び知事が指定するべき地の医療機関における医師期間」という。)	県内に所在する保健所その他の公衆衛生行政に関する事務を分掌する機関及び知事が指定するべき地の医療機関における医師期間(育児短時間勤務を行った期間にあつては、県内に所在する保健所その他の公衆衛生行政に関する事務を分掌する機関及び知事が指定するべき地の医療機関における医師期間のうち育児短時間勤務を行った期間×育児短時間勤務を行った当該医師の一週間の所定労働時間/当該保健所その他の公衆衛生行政に関する事務を分掌する機関及び知事が指定するべき地の医療機関に常時勤務する通常の医師の一週間の所定労働時間)

知事が別に定める医療機関に勤務した期間	知事が別に定める方法により計算した期間
---------------------	---------------------

(2) 静岡県キャリア形成プログラムの適用を受けることに同意した場合にあつては、当該静岡県キャリア形成プログラムに従い指定公的医療機関等に勤務した期間(以下「キャリア形成プログラム適用勤務期間」という。)が9年に達し、かつ、医学生修学資金当然免除勤務期間から臨床研修を行った期間を除いた期間のうち知事が別に定める区域に所在する指定公的医療機関等に勤務した期間が4年に達したとき。

(3) 専門研修医研修資金の貸与を受けていた場合にあつては、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる換算期間を合計した期間が貸与期間に達したとき。

区分	換算期間
専門研修を修了した後、直ちに指定診療科の医師として指定公的医療機関に勤務し、その引き続く勤務期間(以下「指定診療科医師期間」という。)	指定診療科医師期間×2/3(育児短時間勤務を行った期間にあつては、指定診療科医師期間のうち育児短時間勤務を行った期間×2/3×育児短時間勤務を行った当該医師の一週間の所定労働時間/当該指定公的医療機関等に常時勤務する通常の医師の一週間の所定労働時間)
知事が別に定める医療機関に勤務した期間	知事が別に定める方法により計算した期間

(4) 修学研修資金の貸与を受けていた者が、医師として指定公的医療機関等に勤務している間に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

- 2 前項第1号から第3号までの規定により期間を計算する場合において、期間の計算の基礎となる期間は、月数によるものとする。
- 3 第1項第1号から第3号までの規定により期間を計算する場合において、期間の計算の基礎となる期間中に休職(業務に起因する休職を除く。以下同じ。)又は停職の期間があるときは、当該期間の計算の基礎となる期間から当該休職又は停職の期間を控除するものとする。
- 4 第1項第1号から第3号までの規定により期間を計算する場合において、修学研修資金の貸与を受けていた者が、新たに期間において同一の種類の修学研修資金の貸与を受けたとき又は別の種類の修学研修資金の貸与を受けたときの当該期間の計算の基礎となる期間については、先に貸与を受けた修学研修資金の返還債務が同項の規定により免除されることとなる月の翌月から起算するものとする。
- 5 前3項に定めるもののほか、期間の計算に必要な事項は別に定める。
- 6 第1項の規定による修学研修資金の返還債務の免除を受けようとする者は、様式第6号による修学研修資金返還債務当然免除申請書に同項各号のいずれかに該当することを証する書面を添えて知事に提出しなければならない。

(返還債務の裁量免除)

第11条 知事は、修学研修資金の貸与を受けていた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、修学研修資金の返還債務(履行期が到来していないものに限る。以下同じ。)の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 医学生修学資金の貸与を受けていた者のうち静岡県キャリア形成プログラムの適用を受けるこ

とに同意していないものの医師期間が3年に達したとき。

- (2) 医学生修学資金の貸与を受けていた者のうち静岡県キャリア形成プログラムの適用を受けることに同意したもののキャリア形成プログラム適用勤務期間(臨床研修を行った期間を除く。)が3年に達したとき。
 - (3) 専門研修医研修資金の貸与を受けていた者の指定診療科医師期間が3年に達したとき。
 - (4) 前条第1項第4号の場合を除くほか、死亡し、又は重度障害の状態となり修学研修資金を返還することができなくなつたとき。
- 2 前項第1号の規定により免除することのできる返還債務の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める式により算定した範囲内の額とする。
- (1) 医学生修学資金の貸与を受けていた者のうち静岡県キャリア形成プログラムの適用を受けることに同意していないもの 次条第1項の規定により返還すべき修学研修資金の総額×((免除臨床研修期間／貸与期間)+((指定公的医療機関における医師期間×2／3)／貸与期間)+(県内に所在する保健所その他の公衆衛生行政に関する事務を分掌する機関及び知事が指定するべき地の医療機関における医師期間／貸与期間))
 - (2) 医学生修学資金の貸与を受けていた者のうち静岡県キャリア形成プログラムの適用を受けることに同意したもの 次条第1項の規定により返還すべき修学研修資金の総額×((キャリア形成プログラム適用勤務期間×2／3)／貸与期間)
 - (3) 専門研修医研修資金の貸与を受けていた者 次条第1項の規定により返還すべき修学研修資金の総額×((指定診療科医師期間×2／3)／貸与期間)
- 3 第1項の規定による修学研修資金の返還債務の免除を受けようとする者は、様式第7号による修学研修資金返還債務裁量免除申請書に同項各号のいずれかに該当することを証する書面を添えて知事に提出しなければならない。

(返還)

- 第12条** 修学生等が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、その理由の生じた日(次条の規定による返還債務の履行の猶予の申請をした場合には、その申請に対する不承認の通知を受けた日又はその猶予の期間の終了の日)の属する月の翌月の末日までに、貸与を受けた修学研修資金に利息を付して、一括して返還しなければならない。
- (1) 第8条第1項の規定により貸与契約が解除されたとき。
 - (2) 貸与契約の期間が満了したとき。
- 2 前項に規定する利息の額は、修学研修資金の貸与を受けた日の翌日から貸与契約の期間が満了した月の末日(同項第1号に該当する場合にあつては、貸与契約の解除の日)までの期間の日数に応じ、貸与を受けた修学研修資金の額に年10パーセントの割合を乗じて計算した額とする。
- 3 前項の規定により計算した利息の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(返還の猶予)

- 第13条** 知事は、修学研修資金の貸与を受けていた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる理由が継続する間、修学研修資金の返還債務の履行を猶予するものとする。ただし、修学研修資金の貸与の目的を達成することができないと認められるときは、この限りでない。

- (1) 第10条第1項第1号から第3号までに規定する修学研修資金の返還債務の免除の要件を充足する過程にあるとき。
 - (2) 大学等に在学し、医学を専攻しているとき(指定プログラムを履修しているときを含む。)
 - (3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により修学研修資金の返還が困難であると認めるとき。
 - (4) その他修学研修資金の貸与の目的の達成に寄与すると知事が認める行為を行つているとき。
- 2 前項の規定による修学研修資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、様式第9号による返還猶予申請書に前項各号のいずれかに該当することを証する書面を添えて知事に提出しなければならない。

(延滞利息)

- 第14条** 修学研修資金の貸与を受けていた者は、正当な理由がなく修学研修資金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、延滞金額に年15パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞利息を納付しなければならない。
- 2 第12条第3項の規定は、前項の延滞利息について準用する。

(届出)

- 第15条** 修学生等又は修学研修資金の貸与を受けていた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに当該各号に定める届書を知事に提出しなければならない。
- (1) 住所又は氏名を変更したとき。 住所(氏名)変更届(様式第10号)
 - (2) 大学等を退学し、若しくは退学の処分を受けたとき、又は専門研修を中止したとき。 退学等届(様式第11号)
 - (3) 大学等を休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は専門研修を中断したとき。 休学等届(様式第12号)
 - (4) 大学等に復学し、又は専門研修を再開したとき。 復学等届(様式第13号)
 - (5) 修学研修資金の貸与を受けることを辞退するとき。 修学研修資金辞退届(様式第14号)
 - (6) 連帯保証人の住所、氏名又は職業に変更があつたとき。 連帯保証人住所(氏名、職業)変更届(様式第15号)
 - (7) 大学の医学部を卒業したとき、大学院において医学を履修する課程を修了したとき、又は専門研修を修了したとき。 卒業(修了)届(様式第16号)
 - (8) 指定公的医療機関等に勤務したとき。 勤務開始届(様式第17号)
 - (9) 医師の免許を取得したとき。 医師免許取得届(様式第18号)
 - (10) 指定公的医療機関等に勤務しなくなつたとき。 勤務廃止届(様式第19号)
- 2 修学生等又は修学研修資金の貸与を受けていた者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、その者の連帯保証人は、直ちに様式第20号による死亡(失踪)届を知事に提出しなければならない。

静岡県医学修学研修資金貸与規則の運用について

平成29年 3月31日 告示第246号

最終改正 令和 2年 1月24日 告示第 35号

(定義)

第1 この規定で使用する用語は、静岡県医学修学研修資金貸与規則(昭和45年静岡県規則第39号。以下「規則」という。)で使用する用語の例による。

(履行期限)

第2 修学研修資金の返還債務の免除を受けようとする者が、規則第10条第1項第1号から第3号に規定する返還債務の免除の要件を充足しなければならない期限は、次の表のとおりとする。

区分	履行期限
大学において医学を専攻する者が修学研修資金の貸与を受けた場合(静岡県キャリア形成プログラムの適用を受けることに同意した場合を除く。)	大学卒業後、貸与期間の2倍に相当する期間に4年を加えて得た期間が経過するまで
静岡県キャリア形成プログラムの適用を受けることに同意した場合	大学卒業後、16年が経過するまで
大学院において医学を専攻する者が修学研修資金の貸与を受けた場合	大学院修了後、貸与期間の2倍に相当する期間が経過するまで
専門研修を受ける者が修学研修資金の貸与を受けた場合	専門研修修了後、貸与期間の2倍に相当する期間が経過するまで

(期間の計算に係る取扱い)

第3 規則第10条第1項第1号から第3号までの規定により期間を計算する場合において、当該期間の計算の基礎となる期間は、月数によるものとし、公的医療機関等に医師として勤務した日の属する月から公的医療機関等に勤務しなくなつた日の属する月までを算入するものとする。この場合において、同じ月内に育児短時間勤務を行つた期間と育児短時間勤務を行わずに勤務した期間があるときは、当該月は育児短時間勤務を行わずに勤務した月とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、期間を計算する場合において、当該期間中に休職(業務に起因する休職を除く。)又は停職の期間があるときは、休職又は停職の期間の開始の日の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。

(産前産後休暇等に係る履行期限の取扱い)

第4 修学研修資金の貸与を受けていた者が、次の各号のいずれかに該当する場合にあつて、産前産後休暇又は育児休業(以下「産前産後休暇等」という。)をするとき、当該産前産後休暇等の期間に相当する期間履行期限を延長する。

(1) 規則第10条第1項第1号から第3号までに規定する修学研修資金の返還債務の免除の要件を充足

する過程にあるとき。

(2) その他修学研修資金の貸与の目的の達成に寄与すると知事が認める行為を行つているとき。

- 2 産前産後休暇等の期間を計算する場合には、月数によるものとし、産前産後休暇等の期間の開始の日の属する月から産前産後休暇等の期間の終了の日の属する月までの月数とする。

(育児短時間勤務に係る履行期限の取扱い)

第5 修学研修資金の貸与を受けていた者が、公的医療機関等に医師として勤務した期間中に育児短時間勤務を行つた期間がある場合においては、当該育児短時間勤務を行つた期間から、当該育児短時間勤務を行つた期間に育児短時間勤務を行つた当該医師の一週間の所定労働時間を当該公的医療機関等に常時勤務する通常の医師の一週間の所定労働時間で除して得た値を乗じて得た期間を減じた期間に相当する期間履行期限を延長する。この場合において、計算した期間に1月未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

静岡県貸付金の返還債務の免除に関する条例をここに公布する。

静岡県貸付金の返還債務の免除に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、県が貸し付けた貸付金の返還債務の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

（返還債務の免除）

第2条 知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者が当該貸付金の種類に応じ同表の右欄に掲げる免除の条件のいずれかに該当する場合には、その返還債務の全部又は一部を免除することができる。

貸付金の種類	免除の条件
（省略）	（省略）
静岡県医学修学研修資金	(1) 大学の医学部を卒業し、又は大学院において医学を履修する課程を修了した後、医師として県内の公的医療機関、保健所等に規則で定める期間勤務したとき。 (2) <u>医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項</u> に規定する臨床研修を修了した後の医師の専門的な知識及び技術の修得に関する研修を修了した後、医師として県内の公的医療機関に規則で定める期間勤務したとき。 (3) 医師として県内の公的医療機関、保健所等に勤務している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため免職されたとき。 (4) (1)から(3)までに掲げる場合に準ずるものとして規則で定める場合

（以下、省略）